



資料3

「みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」 の望ましい水準(案)について

望ましい水準について

<趣旨>

- 整備基準を遵守した上で、障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、より望ましい整備水準として示すもの。

<設定の考え方>

- バリアフリー法による「建築物移動等円滑化誘導基準」と同等もしくは高い水準で設定する。
(整備ガイドブックⅡ-17)

【参考例】敷地内通路における主たる経路の基準

整備基準		解 説	望ましい水準
(2) 道又は公園、広場その他の空き地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ1以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。		「主たる経路」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条に規定する移動等円滑化経路に該当し、この場合、居室には10の項に定める客室等を含む。 ・主たる経路とするものにあつては、芝生等の仕上げは認められない。	・必要に応じて手すりを設ける。 ・敷地が広く、敷地内に建築物が複数ある場合などは、触知図を設置する。 ・施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設ける。 ・整備した出入口に通ずる敷地内通路は、地形の特殊性により困難な場合以外は整備する。 ・補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）使用者への配慮として、補助犬の排泄スペース、出入口の幅員に配慮する。
ア 有効幅員	有効幅員（内りのりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。	・手すりやキックプレート等がある場合は、その内側からの寸法となる。 ・地下駐車場の通路は、敷地内通路に該当するため140センチメートルの有効幅員が必要となる。	・段がある部分及び傾斜路を除き、有効幅員は、180センチメートル以上とする。

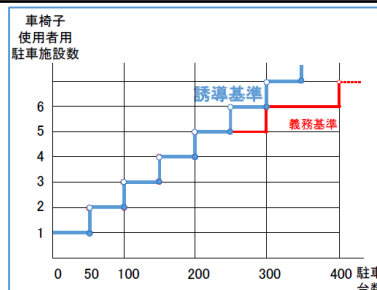
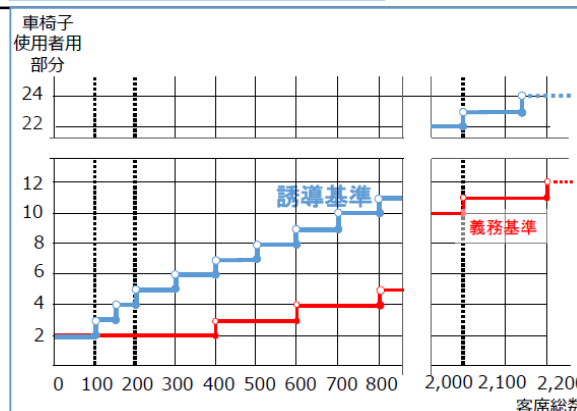
新たな基準の設定

整備基準の上乗せ

建築物移動等円滑化誘導基準について

令和6年バリアフリー法施行令の改正を受け、建築物移動等円滑化誘導基準（以下「誘導基準」）についても改正されている。（令和6年11月21日国土交通省令第100号）

誘導基準の内容

設備		配置基準
便所	車椅子使用者用便房	多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に1以上
	オストメイト対応便房	多数の者が利用する便所設置階の便所うち1箇所以上に、オストメイト用設備を設けた便房を1以上
	男子用小便器	男子用小便器のある便所設置階の便所のうち1箇所以上に、床置き小便器等を1以上
車椅子使用者用駐車区画		駐車台数の2% ※<u>駐車台数250台超から区画数が増</u> 
車椅子使用者用客席		客席数が、 100以下 : 2 100超 200以下 : 2% 200超 2,000以下 : 1% + 2 2,000超 : 0.75% + 7 

「便所」の望ましい水準(案)について

誘導基準が設定されている項目について

現行の望ましい水準を大きく超える内容となっていることを踏まえ、誘導基準と同等まで基準の引上げを行う。

項目	現行
車椅子使用者用便房	各階ごとに設けるなど、利用者の利用に配慮して複数
オストメイト対応便房	(設定なし) ※「解説」において、次のとおり規定 車椅子使用者の利用に配慮し、1以上は車椅子使用者用便房内に設置するとともに、利用者の分散を図るため、可能な限りその他の便房にも設置【県独自基準】
男子用小便器	(設定なし)



見直し後
便所内又は当該便所に近接する位置に1以上
<設置数> ・階ごとにオストメイト用設備を設けた便房を1以上 <配置> ・次ページのとおり
階ごとに床置き式小便器等を1以上

県独自で設定している項目について

※介助用大型ベッド/乳幼児用設備(椅子・ベビーベッド)／男女共用トイレ

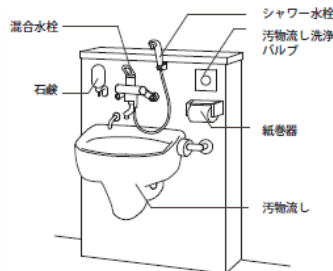
令和6年10月から新たに設定した基準であることを考慮し、現時点での引上げ等を行わないが、整備状況等を確認し、将来的な引き上げ(階ごとの設置など)についても検討する。

「オストメイト対応便房」の種類等について

＜経緯＞

- 現行規定では、車椅子かつオストメイトの方への対応として、義務基準である1以上の水洗器具は汚物流しタイプとし、車椅子使用者用便房内に設置することを求めているが、車椅子使用者にとっては位置が高く、使えないことがあると指摘があった。
- そこで、当事者団体である(公社)日本オストミー協会神奈川支部へヒアリングを行い、設置すべき器具や配置等について整理を行った。

＜種類＞



汚物流し



洗浄水栓付き背もたれ

パウチクリーン((有)川藤 提供)



ZAFREE(さつき(株) 提供)



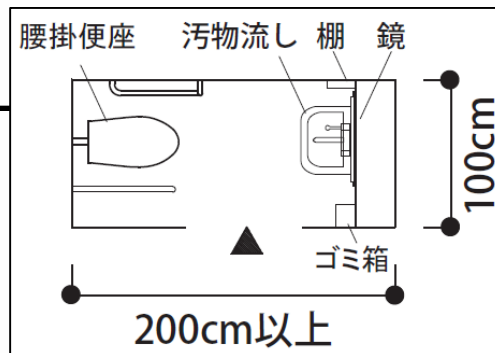
ケアシャワー(壁掛け式等)

	汚物流し	洗浄水栓付き背もたれ	ケアシャワー(壁掛け式等)
立位者	◎ 使いやすい (便座を併用する方もいる)	△ 使い勝手が悪い (温水が出ない／床に膝をついて使う方もいる。)	○ 前広便座であれば、足腰が 楽な状態で一連処理が可能 温水が出る
車椅子使用者	✕ 高さが合わず使えないこと がある (<u>上下前後に動き調整できる 車椅子対応の設備は、現在 販売されていない</u>)	△ 二分脊椎の方には水栓が 遠くて使いづらい ツーピースタイプの場合は パウチ洗浄のみしか使えない 温水が出ない	○ 高さを選ばない 温水が出る
備考 (現行の規定)	標準設備として推奨	既存施設の改修や設置が義務 付けられた便房とは別に利用者の 分散を図るために整備する場 合に限定	記載なし

「オストメイト対応便房」の設置数に応じた組合せ

➤ 種類の特性を踏まえた、設置数に応じた望ましい組み合わせは次のとおりである。

整備する 便房数	組合せ	考え方
1箇所	・ <u>車椅子使用者用便房内</u> : <u>ケアシャワー</u>	車椅子使用者を含む誰もが利用できる構造である。 介助を必要とする者がいる場合も利用できる。
2箇所	・車椅子使用者用便房内 : <u>ケアシャワー</u> ・ <u>オストメイト対応便房(その他便所内)</u> : <u>汚物流し+腰掛便座</u>	汚物流しは立位者にとって使いやすい構造である。 トイレの機能分散化に伴い、利用集中が軽減される。 特に女性は、腰掛便座を別に使用するニーズがある。
3箇所以上	・車椅子使用者用便房内 : <u>ケアシャワー</u> ・オストメイト対応便房(その他便所内) : <u>汚物流し+腰掛便座</u> ・ <u>車椅子使用者用便房又はそれに 準じた広さがある便房内</u> : <u>汚物流し+腰掛便座</u>	着替え台や介助用大型ベッドを利用する者がいる。 ※4箇所以上整備する場合は、利用者の状況等により適切に組み合わせ設置する。



「オストメイト対応便房」の基準について(配置等)

解説

今回のヒアリング等で得られた知見に基づき、配置の考え方に関する整理を行う。

項目	現行
配置の考え方	車椅子使用者の利用に配慮し、1以上は車椅子使用者用便房内に設置するとともに、利用者の分散を図るため、可能な限りその他の便房にも設置
必要な設備	—



見直し後
(記述の追加) なお、<u>車椅子使用者用便房内に設置する水洗器具は、通常のオストメイト設備では高さが合わず使えない場合があるため、ケアシャワー付きのものとするよう努める。(背もたれに洗浄水栓が付加されているものは設置しない。)</u> <u>パウチ等を置くことができる棚を設置すること。</u>

望ましい水準

項目	内容
配置の考え方	・水洗器具を設けた便房を複数設ける場合には、 <u>施設の利用状況等を勘案し、車椅子使用者用便房内又はその他の便房内に適切に配置</u> する。 ※それぞれの組合せごとの考え方(P5)は別途まとめて表示。
必要な設備	・ケアシャワー付きの水洗器具を設置する場合は、<u>可動式の椅子を設置</u>する。 ・<u>パウチ処理等がしやすい前広の便座</u>とする。 ・<u>着替え台を設置</u>する。

「駐車場」の望ましい水準(案)について

※「公園」基準についても同様の措置を講じる。

誘導基準が設定されている項目について

推計される区画利用対象者の割合が概ね2%程度であることを踏まえ、誘導基準と同等まで基準の引き上げを行う。

項目	現行
車椅子利用者用 駐車区画	駐車台数200以下の場合: 2%以上 <u>駐車台数200超 の場合: 1%+2以上</u>



見直し後
駐車台数の2%以上

県独自で設定している項目について

※優先駐車区画

必ずしも幅の広い区画を必要としないが、移動に配慮が必要な方のための駐車区画の設置を推進することで、車椅子利用者用駐車区画への利用集中を軽減する必要がある。

特に、6年11月から開始したパーキング・パーミット制度において、「難病」や「妊産婦」等から想定を上回る申請があり、区画確保のニーズが高いことが明らかになった。

⇒ 更なる設置推進のため、表現の見直しを行う。

項目	現行
優先駐車区画	<u>地域の実情や施設の利用状況等に応じ、必ずしも広い幅員は必要としないものの、移動に配慮が必要な者等のための「優先駐車区画」を設置</u>



見直し後
必ずしも広い幅員は必要としないものの、移動に配慮が必要な者等のため、 <u>地域の実情等を踏まえた十分な数の「優先駐車区画」を設置する。</u> <u>特に官公庁施設や商業施設、病院など利用ニーズが大きい施設では、積極的に設置を検討する必要がある。</u>

「客席」の望ましい水準(案)について

誘導基準が設定されている項目について

現行の望ましい水準を大きく超える内容となっていることを踏まえ、誘導基準と同等まで基準の引上げを行う。

項目	現行	見直し後
車椅子使用者用客席の数	(設定なし)	客席数 100以下 : 2 100超 200以下 : 2% 200超2,000以下 : 1% + 2 2,000超 : 0.75% + 7

(※)その他、「解説」において、「同伴者席は、車椅子使用者用客席に隣接して設ける。(客席スペースや構造により隣接できない場合はできるだけ近接した位置とする。)」旨を規定する。【従前の助言・指導を明確化】

【参考1】車椅子使用者用客席に係る主な設定済の基準

- 車椅子使用者が選択できるよう2箇所以上で異なる位置(異なる階、水平位置)に分散して設置
- 車椅子使用者の目線を確保するなど観覧しやすい位置に設置【サイトラインの確保】
- 取り外しできる客席を設け、様々な状況に対応できるように配慮(その他)
- 乳幼児同伴者や発達障害者等が安心して観覧するためセンサリールーム、親子席ブース等を設置

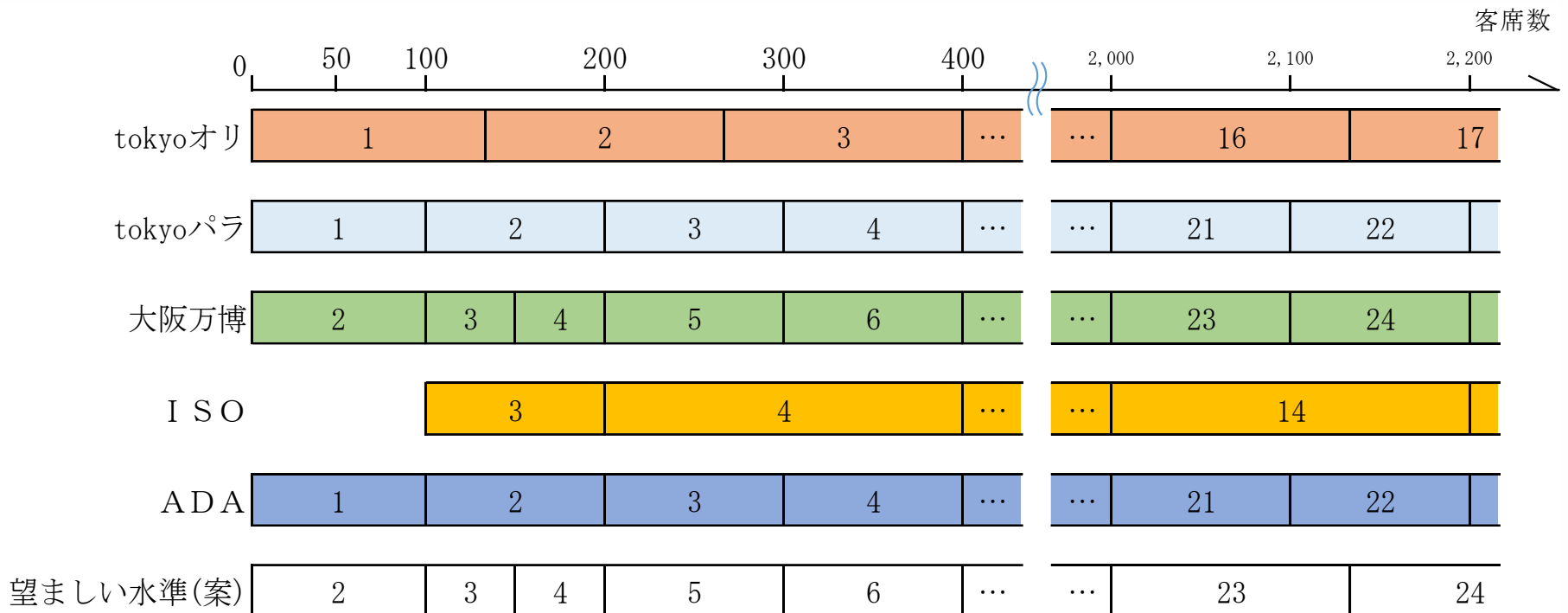
【参考2】サイトラインに関する動向

現在、国の「サイトラインの確保等に係る検討WG」において議論が行われており、「統一的・定量的な基準設定は難しい」が、実効性を確保するための方策として「ガイドライン等で考え方を示すことが必要」と指摘されている。

今後は建築設計標準や当事者参画ガイドラインへの反映等が行われることとなっているため、これらの動向を注視しつつ、本県としても整備ガイドブックへの反映など実効性を確保するための方策について検討する。

「車椅子使用者用客席」の数に関する主な基準

Tokyo 2020 アクセシビリティガイドライン (国際パラリンピック委員会 アクセシビリティガイド)	大阪万博 施設整備に関するユニバー サルデザインガイドライン	ISO 21542 Building construction – Accessibility and usability of the built environment	ADA Accessible Stadiums
オリンピック大会:0.75% パラリンピック大会:1.0~1.2%	100以下 :2 100超 200以下:2% 200超 :1%+2	50超 100以下:3 100超 200以下:4 その後は、200増える毎に+1 (0.5%+3)	1%



規則改正以外の事項について

規則改正以外の事項

・共同住宅

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、また、高齢者が加齢等に伴って心身の機能の低下が生じた場合にも住み続けることができるよう、バリアフリー環境に配慮した住宅(特に賃貸の共同住宅)を供給が求められている。

そのため、条例では県民及び住宅を供給する者に対して、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう住宅を整備することを努力義務としているが、令和6年6月に「障害者の居住にも対応した住宅の設計ガイドライン」が策定されたことを踏まえ、より一層の取組を推進する。



整備ガイドブックの項目「整備対象となる施設の用途と規模」にガイドラインを紹介するとともに、専用部について当該ガイドラインに沿った整備が行われるよう誘導する。

・カウンターの高さ

大型・中型の電動車椅子の場合、現行基準のローカウンターにおける蹴込の高さ(65cm程度)では、膝やリモコン等がぶつかって使えないとの声があったため、新たに80cm程度のものを「望ましい水準」と設定する。(備品対応可)

・エスカレーター

エスカレーターの安全基準は、調査研究事業を経て、新たな告示(※)が令和6年4月1日から施行されている。

当該告示では、ハンドレール停止検出装置の設置義務や誘導柵・転落防止柵等の設置に関する安全基準の見直しが行われており、県独自の基準設定は行わないが、整備例としてこれらの数字を示す対応とする。

(※)通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件(平成12年建設省告示第1417号/改正令和6年国土交通省告示第57号)

今後の検討事項について

今後の検討事項

事前協議における建築BIMの活用
及びバリアフリー情報の収集

現在の工程表では、**BIMデータ審査は令和10年度以降**とされており、
8年度以降に制度の検討・改正等が順次行われる予定である。
事前協議における建築BIMの活用については、**工程表のスケジュール
を意識し、今後、審査方法や明示事項等について検討**する。

【参考】BIM導入に向けたロードマップ(国土交通省「第11回 BIM/CIM推進委員会」(令和6年2月))

